

## その他の収入

地方特例交付金 児童手当の制度拡充（3歳未満児童のうち第1子及び第2子に係る児童手当の引き上げ）に伴う暫定措置として創設されたもの（児童手当特例交付金）及び平成11年に実施された恒久減税（税制改正）による地方税の減収分を補てんするもの（減税補てん特例交付金）が平成18年度をもって廃止されたことに伴う暫定措置として交付されるもの（特別交付金）です。本年度は9億7,500万円を見込んでいます。

交通安全対策特別交付金 昭和43年7月に発足した交通反則金制度は、国が違反運転者から徴収した反則金を交通安全対策特別交付金として都道府県及び市町村に交付するものです。この交付金は、道路交通安全施設及び設備の整備に充当するものとされており、人口集中地区人口や交通事故発生件数等によって配分されることになっており、本年度は5億4,800万円を見込んでいます。

分担金と負担金 分担金は、地方団体が特定の事業に充てるため、その事業によって利益を受ける者から受益の程度に応じて徴収するもので、本年度は、15億4,492万円を計上しています。

負担金は、県が実施する事業によって利益を受ける市町村に対し受益の程度に応じて、経費の一部負担を求めるもので、今年度は52億4,188万円を計上しています。

使用料と手数料 使用料は、地方団体が設置、管理している行政財産や公の施設の利用者からその施設の使用料として徴収するもので、今年度は91億6,545万円を計上しています。

手数料は、地方団体が特定の人のために事務を行ったときにその人から徴収するもので、実費弁償的なものであり、今年度は26億922万円を計上しています。

その他 以上のほか財産収入（県有財産の貸付料や売払代金）、寄附金、繰越金、諸収入（預金利子、貸付金利子、その他の雑収入）等があります。